

第32号議案

令和2年度滋賀県教育功労者表彰被表彰者の決定について

令和2年度滋賀県教育功労者表彰被表彰者を次のとおり決定する。

令和2年10月16日

滋賀県教育委員会

令和2年度滋賀県教育功労者表彰被表彰者名簿

分野	氏名・団体名	職名等
教育一般 (事務等)	笠縫東小学校 緑の芝生を守る会	
学校保健 および給食	せきがわ ひろよし 関川 浩嘉	学校医
	こがみ たかし 小上 敬嗣	学校歯科医
	たけうち かなこ 竹内 佳奈子	学校薬剤師
社会教育	たなか のぶお 田中 信雄	東近江市社会教育委員

(令和元年8月改正)

## 滋賀県教育功労者表彰実施要領

### 1 目的

県下の教育および学術の向上発展とその振興に寄与するところが大きく、功績が著しい者を表彰する。

### 2 表彰の対象

次の各号に該当する個人または団体について行う。

- (1) その職に殉じ、功績顕著な者
- (2) 学校、幼稚園、図書館、博物館、公民館、その他教育機関（以下「学校その他教育機関」という。）の職員であって、教育振興に精励し、その功績が特に顕著な者
- (3) 県教育委員会事務局の職員および市町の職員であって教育事務に精励し、その功績が特に顕著な者
- (4) 学校その他教育機関および教育団体であってその整備および運営が他の模範となり、その業績が顕著な者
- (5) 社会教育の振興に精励し、その業績が特に顕著な者
- (6) 学校保健および学校給食の推進向上に寄与し、その業績が顕著な者
- (7) その他教育委員会において、特に表彰の価値があると認めた者

### 3 表彰の対象外

次の者は、この要領による表彰から除外するものとする。

- (1) 過去2年間において懲戒処分を受けた者
- (2) 刑罰を受けたことのある者等住民感情にそぐわない者
- (3) 滋賀県スポーツ顕彰または滋賀県文化賞等表彰要項の表彰の対象となる者
- (4) 過去において当該表彰を受けている者（同功績による大臣表彰を含む）

### 4 資格基準

この表彰要領による表彰の対象となる者の資格は次のとおりとする。

（年令、従事期間計算の基準日は当該年度の9月30日現在とする。）

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に規定する市町教育委員会教育長にあつては在職通算5年以上
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条に規定する市町教育委員会委員長または教育長にあつては在職通算6年以上、市町教育委員会委員または社会教育委員等にあつては在職通算10年以上で、それぞれその功績顕著な者
- (3) 常勤の地教委事務職等にあつては、教育事務在職通算おおむね15年以上の者で、その功績顕著な者

- (4) 教員にあつては、原則として永年勤続に至るまでに退職する予定で、特に功績がある者または特殊な部門で功績がある者
- (5) 社会教育、学校保健および学校給食については、従事することがおおむね15年以上の者で、その功績顕著な者
- (6) 元教員にあつては、退職後更に教育関係に従事し、前職および現職で特に功績のある者
- (7) 地域において、業績が顕著で地域住民の教育および学術の向上に特に寄与した者

## 5 推薦の方法

別紙様式による推薦書、履歴書（団体の場合は、団体規模および事業概況等の調書）各2部を作成し県教育委員会教育長（提出先は、教育委員会事務局教育総務課）あて推薦すること。

## 6 表彰の方法

表彰は、個人においては本人、団体においてはその代表者に教育長から表彰状および記念品を授与する。

## 7 表彰の時期

表彰は原則として当該年度の11月に行う。

## 8 通知

表彰することが決定した場合、推薦事務を取扱った機関を通じて被表彰者に通知する。

## 9 その他

推薦書提出後、被表彰候補者の、身分異動等（死亡を含む。）があった場合は、直ちにその旨を報告すること。

令和2年度滋賀県教育功労者表彰候補者調書

	職名	氏名	年齢 (R2.9.30時点)	現住所	推薦の理由
教育一般 事務等	笠縫東小学校 緑の芝生を守る会		—	草津市	平成21年度に笠縫東小学校のグラウンドの東側の端に芝生広場が造成された。完成当時から、地元の方々が有志を募って、「緑の芝生を守る会」を結成し、毎月1回、芝生の日を設定し、手入れ等を行っている。 芝生広場は授業中や休み時間、放課後のひと時、毎日子どもたちの憩いの広場となっており、特にコロナ禍の学校生活においては、子ども達の心が休まる場として欠かせないものとなっている。 「緑の芝生を守る会」が果たした役割は大きく、その業績は顕著であり、特に表彰の価値があると認められる。
学校	学校医	せきがわ ひろよし 関川 浩嘉	77歳	草津市	昭和54年4月から草津市の幼稚園、小、中学校の園・校医を、昭和56年4月から平成21年3月までは草津東高校校医を、平成30年4月からは玉川小学校校医を引き受けられ、現在まで長きに渡り園・校医を務められた。 現在では代表校医として、児童生徒等の健康診断や健康相談、更には学校保健課題の検討や、児童生徒の管理方針等、専門的立場からの指導助言など、積極的に取り組んでおられる。
保健・給食	学校歯科医	こがみ たかし 小上 敬嗣	65歳	大津市	昭和61年4月以来、唐崎小学校や南郷中学校を始め、大津市の小、中学校の学校歯科医として今日まで、34年間半に渡り務め、児童生徒及び保護者に対して口腔衛生思想の普及啓発等、むし歯の予防のためのブラッシング指導をはじめむし歯予防の推進に尽力し貢献された。
	学校薬剤師	たけうち かなこ 竹内 佳奈子	63歳	長浜市	学校薬剤師活動の重要性を認識し、平成4年4月から現在まで28年半の長きに渡り、プール・飲料水・教室の空気・照度・騒音・その他環境衛生検査を実施するとともに、常に適切な環境が維持され、衛生的に保たれるよう指導、助言を行い、学校環境衛生の向上および生徒・児童の健康に多大な貢献をされた。
社会教育	東近江市 社会教育委員	たなか のぶお 田中 信雄	67歳	東近江市	平成18年3月から市の社会教育委員として現在まで社会教育の普及・発展に尽力された。また、地元の小学校区地域教育協議会会長を平成17年から、また、青少年育成市民会議能登川支部理事を平成18年から務めておられ、幅広い経験と知識を基に、社会教育委員会会議においても様々な検討課題に対する確かな意見を発信され、社会教育の発展に多大なる貢献をされた。